

国立大学法人高知大学学長選考会議規則

平成16年4月1日
規則第5号

最終改正 平成23年10月19日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第15条第2項の規定に基づき、国立大学法人高知大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 学長選考会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 国立大学法人高知大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）規則第2条第1項第3号の委員のうちから、経営協議会で選出された者 4人
- (2) 国立大学法人高知大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）規則第2条第1項第5号、第6号及び第9号の委員のうちから、教育研究評議会から選出された者 4人
- (3) 理事のうちから、学長が指名する者 3人

2 前項第1号及び第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 学長候補者に推薦された委員は、立候補の意思を表明した時点で当該委員の職を辞任するものとし、直ちに経営協議会、教育研究評議会又は役員会において後任を補充する。後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第3条 学長選考会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学長候補者の選考に関する事項
- (2) 学長の解任に関する事項
- (3) 学長の任期に関する事項
- (4) 学長選考に関する規程、細則、基準等の制定に関する事項
- (5) その他学長の選考等に関する事項

(議長)

第4条 学長選考会議に議長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 議長は、学長選考会議を招集し、主宰する。
- 3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員が代理する。

(会議)

第5条 学長選考会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

- 2 会議は、議長を除く出席した委員の過半数の賛成をもって議決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。ただし、国立大学法人高知大学学長選考等規則第12条に規定する学長候補者の最終選考に関する事項は除くものとする。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、学長選考会議の同意を得て、委員以外の者を学長選考会議に出席させることができる。

(事務)

第7条 学長選考会議に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、学長選考会議の運営に関し必要な事項は、学長選考会議の議を経て、議長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年11月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年10月30日規則第58号)

この規則は、平成18年10月30日から施行し、平成18年4月12日から適用する。

附 則 (平成23年10月19日規則第30号)

この規則は、平成23年10月19日から施行する。